

令和 6 年度

農業機械安全性検査等申込み案内

令和 6 年 4 月 (Ver.1.0)

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門

はじめに

この申込み案内は、令和6年度に国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構（以下、農研機構）農業機械研究部門（以下、農機研）が、農研機構法に基づき実施する「農業機械安全性検査」、「農業機械一般性能試験」及び「OECDテスト」のほか、道路運送車両法等に基づく「農耕作業用自動車等機能確認」について、それぞれ申込み手続き等を解説したものです。

令和6年度の主な変更点は、下記のとおりです。

●2019年基準の修正

新旧対照表

改正後	改正前
1. 危険源からの防護 1. 2 安全距離による危険源からの防護 1. 2. 1 3 PTO軸及び動力取入軸のガードは、 <u>基準1. 2. 3</u> を満たしていること。	1. 危険源からの防護 1. 2 安全距離による危険源からの防護 1. 2. 1 3 PTO軸及び動力取入軸のガードは、 <u>基準1. 2. 4</u> を満たしていること。

●令和5年度9月1日よりロボット・自動化農機検査の対象機種に乾燥機（穀物用循環型）の遠隔監視装置を追加。

●字句の軽微な変更

今年度に安全性検査等の受検を希望される方は、この案内書をよくお読みになり、各検査・試験方法の内容をご理解の上、手続きされるようお願いいたします。

目 次

はじめに

I	安全性検査について	p 1
1)	検査の種類と対象機種	p 1
2)	検査申込受付期間	p 9
3)	検査申込手続き	p 9
4)	実施日程の通知	p 13
5)	検査の実施場所	p 13
6)	供試機の搬入、搬出等	p 13
7)	検査結果の取扱いと安全性検査証票の貼付	p 14
8)	事後調査	p 15
9)	同一型式・別型式の取扱い	p 15
10)	構造変更届の取扱い	p 15
11)	その他必要な変更届出	p 20
II	一般性能試験について	p 34
III	OECDテストについて	p 38
IV	農耕作業用自動車等機能確認について	p 44
V	検査等の相談窓口	p 48

I 安全性検査について

安全性検査は、依頼に基づいて実施する任意の検査であり、農業機械の型式についての検査と事後調査（安全性検査に合格した農業機械が事後においても検査に合格した際の性能が維持されていることを確認する調査）とで構成されます。

型式は、構造、性能等に関する基本的設計を一にする一群の機械の型をいいます。安全性はその農業機械の具備すべき要件の一つであるとともに、その農業機械の目的や用途に応じて有する基本構造、基本性能に加え、取扱性や耐久性等といった諸性能とも相互に密接に係わっています。従って、安全性検査においては、安全性のみならず、これらの性能が異なると判断される場合は、別型式として扱います。

安全性検査は、この型式の同一性を前提として行うため、原則として通常製造されたもののうちから抽出された機械を一台供試します。検査の過程や検査後に設計変更があり得る試作機や検査のために特別に調整された機械は対象になりません。一般的には、量産初期の生産品が供試されることとなりますが、試験的な生産機を供試する場合においても、「製品」段階と見なし得るものを前提とします。

また、抽出された供試機より前に製造された機械に対し、検査の結果に基づく型式の同一性を認証（同一の認証型式名を使用）する場合は、合格機と同等の安全措置がそのすべての販売製品に遡及して適用されることとなります。

1) 検査の種類と対象機種

令和6年度は、次の3種類の検査を行います。

①	安全キャブ・フレーム検査	農用トラクター（乗用型）、農用運搬機（乗用型）及び座席を有する圃場内運搬機にそれぞれ装備される運転者を防護する装置を対象に、強度や安全空間が確保できるか等について検査し、転倒・転落事故の重大化の防止につなげる。
②	安全装備検査	各種農業機械における安全装備について「2018年基準安全装備検査確認項目と基準及び解説」又は「安全装備検査－2019年基準－」に基づいて検査し、安全な農業機械の普及を促進して事故防止につなげる。
③	ロボット・自動化農機検査	ロボット農機や自動化農機の先進的な機械・装置の安全性等について検査し、ロボット農機の普及を促進して農作業の安全性確保につなげる。

- ① 安全キャブ・フレーム検査は、「農用トラクター（乗用型）用」と、「農用運搬機（乗用型）及び座席を有する圃場内運搬機用」の2機種を対象とします。
- ② 安全装備検査は、「2018年基準」と「2019年基準」の2種類をもって実施します。依頼者は、そのいずれか一方を選択して申請します。「2018年基準」とは「2018年基準安全装備検査確認項目と基準及び解説」に、また「2019年基準」とは「安全装備検査－2019年基準－」にそれぞれ対応します。

■安全装備検査対象機種

検査の対象機種は、農作業に使われる機械器具（その附属品及び部品を含む。）とします。参考までに、主な農業機械の種類を以下に示します。この他に、特殊な用途や構造をもつ機械については今年度内の対応の可否を判断の上、決定しますので、事前に検査等の相談窓口（48頁）までご相談ください。

農用トラクター（乗用型）、農用トラクター（歩行型）、田植機、野菜移植機、尿散布機（タンク車型）、スピードスプレー、動力噴霧機（走行式）、動力散粉機（走行式）、液剤散布機（走行式）、動力刈取機（結束型）、コンバイン（自脱型）、コンバイン（普通型）、フォーレージハーベスター、ポテトハーベスター、ビートハーベスター、ビーンハーベスター、ケーンハーベスター、動力摘採機、動力刈取機（刈払型）、自動脱穀機、豆用脱粒機、農用さい断機、フォーレージブロワー、乾燥機（穀物用循環型）、もみすり機、大豆選別機、単軌条運搬機、農用運搬機（乗用型）、ヘーエレベーター、農用トレンチャー、多目的管理機、圃場内運搬機、乾燥機（回分・かくはん型）、送風散布機（走行式）、長いも掘取機、農用ローダー、オニオンハーベスター、温風暖房機、農用トラクター（乗用管理型）、いぐさ移植機、ロールベアラー、甘しょハーベスター、ハウス内作業台車、さつき移植機、ロータリモア、乗用管理機、簡易草地更新機、葉たばこ収穫機、飼料混合給餌機、人参ハーベスター、堆肥散布機、ごぼうハーベスター、レタス包装機、甘しょつる切機、施肥機、ごぼう掘取機、畝間作業台車、キャベツ収穫機、重量野菜運搬作業車、葉たばこ編み機、たばこ残幹処理機、ビーンカッター、玉ねぎ掘取機、野菜搬送収納機、たばこ管理作業機、たばこ収穫機、いぐさ苗掘取調製機、さとうきび管理作業機、にんにく植付機、レタス自動供給装置、いも類収穫機、大根収穫機、ねぎ収穫機、ストーンピッカー、葉たばこ乾燥用吊上搬送機、球根収穫機、西洋わさびハーベスター、たばこ移植機、ばれいしょ茎葉処理機、豆用クリーナー、茶園管理作業機、茶園剪枝機、いぐさ株さし機、ベールラッパー、トンネル支柱打込機、枝豆収穫機、甘しょ移植機、ねぎ管理作業機、モアコンディショナー、手押し草刈機、にんにくハーベスター、グレープハーベスター、ハウス内管理作業台車、マルチ穴開機、糞搬送装置、融雪剤散布機、細断飼料袋詰め機、ごぼう選別機、さとうきび調苗機、らっきょう植付機、らっきょう調製機、ベール解体機、フレールモア、播種床造成機（石礫分離型）、葉菜類収穫機、畜ふん混合機、スイートコーン収穫機、種いも植付機、甘しょ茎葉収穫機、さとうきび運搬機、パイナップル用作業車、いぐさハーベスター、多目的田植機、玉ねぎ茎葉処理機、大根引抜機、はくさい収穫機、ラッカセイ収穫機 等

■安全装備検査 2018 年基準における一部対象機種種の適用猶予の廃止について

令和元年度までの一部機種種について、2018年基準の適用を猶予しておりました確認項目のうち、以下については令和2年度から基準どおりに適用となりましたのでご注意ください。

2018年基準 安全装備の確認項目	基準適用の猶予に該当した 機種と構造の例	令和2年度からの措置
<p>1. 可動部の防護 基準</p> <p>(1) 次の可動部は、作業者に危険を及ぼすおそれのないよう防護されていること。</p> <p>① 回転軸（接続部、軸端及びクランク軸を含む）、自在継手及び露出したボルト、キー、ピン、止めネジ等の突出部のある回転部分。</p>	<p>・コンバイン（自脱型）において、オーガの回転ギアが運転席からの操作時以外動かない構造。</p>	<p>補助者の不用意な接触リスクを考慮し、当該基準に該当する可動部を防護していない構造はすべて不可とする。</p>
<p>3. 安全装置 基準</p> <p>(1) 動力による始動装置又は自動減圧装置付きのリコイルスタータを有する機関を動力源とするもの又は動力の断続に遠心クラッチを用いるものにあつては、原動機の起動時に作用部が作動しない構造であること。</p>	<p>・スピードスプレーヤー等の農薬を散布する機種において、原動機起動時に作用部である送風機等が同時に起動してしまう構造（不意の農薬被曝を避けるため、薬液が噴霧・飛散されない構造）。</p>	<p>当該作用を有する始動装置・構造類はすべて不可とする。</p> <p>始動安全装置・機構を装備すること。</p>
<p>3. 安全装置 基準</p> <p>(7) 昇降可能な作業機及び作用部については、これらを上げた位置において確実に固定できること。</p>	<p>・動力噴霧機（走行式）において、動噴のブームの昇降を固定する装置がない構造。</p>	<p>当該作用を有する構造は降下速度によらずすべて不可とする。</p>

<p>16. 取扱性 解説</p> <p>3) 騒音、操作力及び振動が著しく大きくないこと。</p>	<p>・490N (50kgf) を超えるペダル踏力。</p>	<p>当該操作力となるペダル操作装置はすべて不可とする。</p> <p>なお、その他の数値基準の値として、</p> <p>騒音：100dB(A)以上、</p> <p>レバー操作力：294N (30kgf) を超える力、</p> <p>ハンドル振動：15m/s²を超える合成振動レベル、</p> <p>についてもすべて不可とする。</p>
--	---------------------------------	---

また、「2018年基準安全装備検査確認項目と基準及び解説」は、下表の新旧対照表のとおり一部改正（令和2年11月1日付け）されています。

改 正 後	改 正 前
<p>6. 運転操作装置</p> <p>基準：（省略）</p> <p>解説：3)表示</p> <p>② 表示には、作業者が容易に理解できる言葉、記号等を使用すること。なお、次のいずれかに該当する英字は使用してもよい。</p> <p>③識別記号を用いる場合は、ISO3767:2016又は JIS B9126:2012「農業機械－操縦装置及び表示用識別記号－」に準拠すること。</p> <p>15. 安全標識</p> <p>基準：(2)安全標識は、作業者が容易に理解できるピクトグラム、文字等を使用したものであること。</p> <p>解説：1) 安全標識</p> <p>① 安全標識の様式は、原則として JIS B9100:2012「農業機械－安全標識及び危険図－一般原則」又は ISO11684:1995 によるものとする。</p>	<p>6. 運転操作装置</p> <p>基準：（省略）</p> <p>解説：3)表示</p> <p>② 表示には作業者が容易に理解できる言葉、文字等を使用すること。なお、次のいずれかに該当する英字は使用しても差し支えないものとする。</p> <p>③識別記号を用いる場合は、JIS B9126「農業機械－操縦装置及び表示用識別記号－」に準拠すること。</p> <p>15. 安全標識</p> <p>基準：(2) 安全標識は、作業者が容易に理解できる絵、文字等を使用したものであること。</p> <p>解説：1) 安全標識</p> <p>① 安全標識の様式は、原則として JIS B9100「農業機械－安全標識及び危険図－一般原則」（ただし、文字がない安全標識は除く）によるものとする。</p>

<p>② 安全標識は、通常の使用条件下で、ピクトグラム、文字等が消えないもので、めくれや膨れなどがなく、容易に剥がれないものであること。</p>	<p>② 安全標識は、通常の使用条件下で、絵、文字等が消えないもので、めくれや膨れなどがなく、容易に剥がれないものであること。</p>
--	---

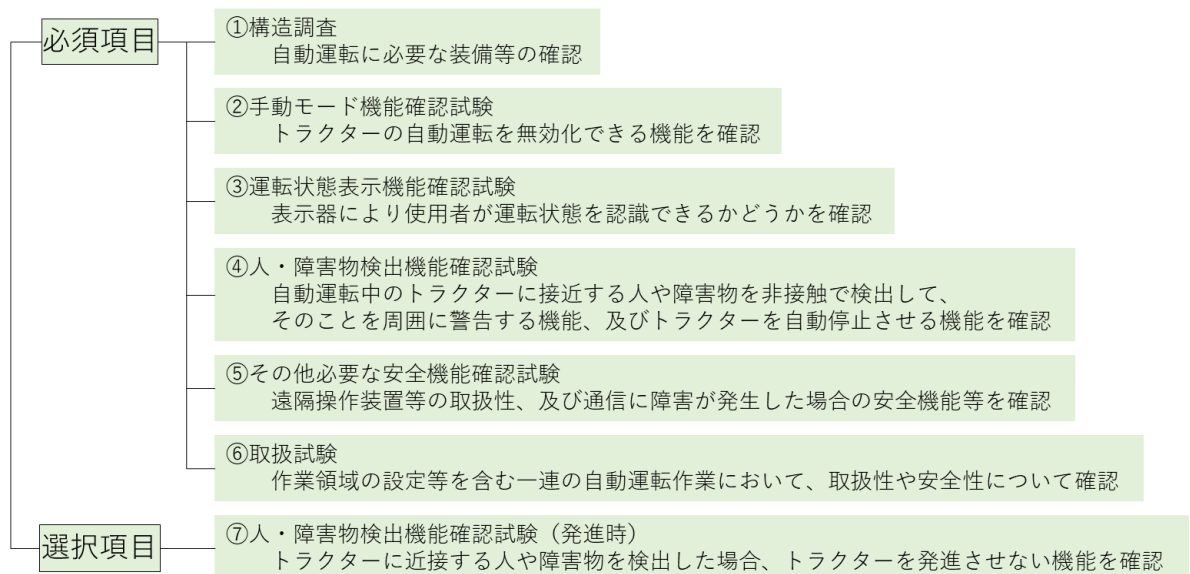
「運転操作装置」については、用語を「記号」(Symbols の意)に是正するとともに整合する規格を追記します。また、「安全標識」については、整合する ISO 規格を明記し、当該規格の付属書に示された文字のない安全標識は認めることとします。なお、日本語の併記を積極的に否定するものではありません。

③ ロボット・自動化農機検査は、「自動化農機用」と「ロボット農機用」の2種類をもって実施します。

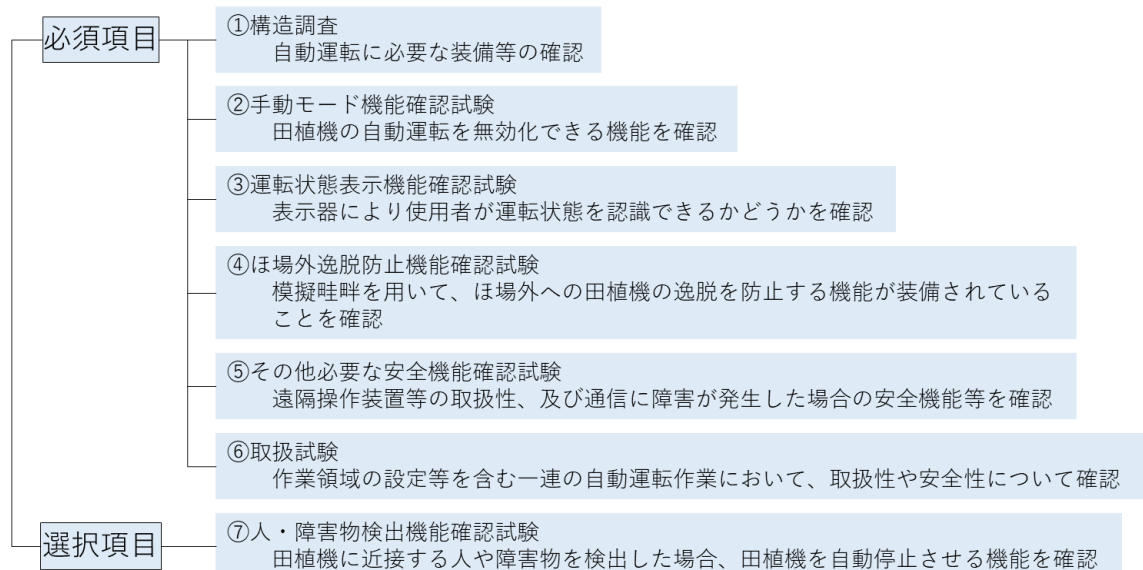
自動化農機検査は、運転者の乗車を必要とする乗用型農業機械のうち、ほ場内で使用する自動操舵機能を装備する機種を対象とします。

ロボット農機検査は、使用者がほ場内やほ場周辺から監視しながら、無人では場内を自動運転させる農用トラクター（乗用型）及び田植機並びに使用者が遠隔監視装置により監視しながら遠隔で自動運転させる乾燥機（穀物用循環型）を対象とします。

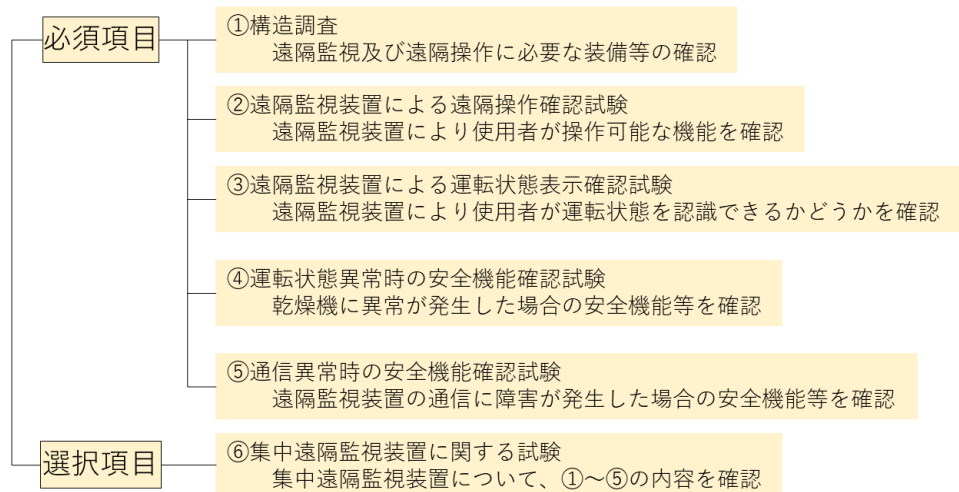
<ロボット農機（農用トラクター）用>



<ロボット農機（田植機）用>



<乾燥機（穀物用循環型）の遠隔監視装置用>



■安全装備検査の段階評価について

安全性検査を受検し、2018年基準又は2019年基準のいずれかに合格した機械は、一律に基本ランク（★）と評価します。また、令和6年度の上位ランク（★★）は、「安全装備検査－2019年基準－」若しくは「2018年基準安全装備検査確認項目と基準及び解説」に示されている装備要件を超えた安全性向上に資する機種ごとに段階評価の対象として定めた機能、性能、構成要件を一項目以上満たしたものの又はロボット・自動化農機検査における選択項目の試験基準に適合したものであれば上位ランク（★★）とします。

なお、段階評価の対象とする機種と機能、性能、構成要件は、以下のとおりです。

(1) 2019年基準及び2018年基準のいずれにおいても段階評価の対象となるもの：

機 種	対象とする機能・性能・構成要件
農用トラクター（乗用型）	下記のいずれかに該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・制動時に片ブレーキによる誤操作を防止する構造。 ・運転席から離れた際、注意喚起を行うとともに前後進の切替えのけん制やP T Oの自動停止等が機能する構造。 ・後方やトラクター近傍の周囲など、運転者から見えづらい箇所が視認できる構造（例：バックモニタ、アラウンドビューモニタ）。 ・着席時のシートベルトの非装着を注意喚起する構造。 ・安全フレーム無効（折り畳み）時に注意喚起する構造。 ・E Uトラクターマザーレギュレーション（T M R 167/2013）適合機。
農用トラクター（歩行型）	・サイドクラッチを有するもので、ハンドルを回動した際、サイドクラッチの左右の操作部及び機能の入替えが自動又は一連の動作で行われる構造。
田植機	・植付作業時に運転席から離れた際、植付部等が自動停止する構造。
コンバイン（自脱型）	・手こぎ作業時における手や腕等の巻き込まれを抑制できる構造。
コンバイン（普通型）	・刈取部リールの側面における保護構造。

(2) 2018年基準の段階評価に限るもの：

機 種	対象とする機能・性能・構成要件
道路走行可能な低速車両	・走行中に低速車両であることを後続の車両に知らせるための表示（ANSI/ASAE規格S276・ECE規格No. 69に規定されるもの又はこれと形状、性能要件が同様で高さが250mm程度のもの、且つ昼間及び夜間において、道路走行状態のときに機体後方にある車両より表示が視認できるもの）を装備するもの。ただし、農用トラクター（乗用型）を除く。
農用トラクター（歩行型）	・ハンドル等を回動させたときに、自動で最高走行速度を基準値以下にけん制する構造又は作業者がけん制装置を働かせない限りハンドル等を回動できない構造であって、且つハンドル等を回動させた状態ではけん制装置を解除できない構造。
動力刈取機（刈払型）	・クラッチ又はブレーキレバー等による容易な操作で刈刃を急速（刈刃を最高速度で回転させた状態で、操作開始から5秒以下）に停止できる構造。
スピードスプレヤー 動力噴霧機（走行式）	・運転者に対する農薬被曝を防止する構造（例：シールド、エアアシスト（エアーカーテン）等を散布部に備えているもの又はウインドスクリーン、キャビン等を運転場所に備えているもの等）。

(3) 自動化農機検査において対象となるもの：

機 種	対象とする要件
乗用型の農業機械	附則（選択試験）に示す基準に適合するもの。

(4) ロボット農機検査において対象となるもの：

機 種	対象とする要件
農用トラクター（乗用型）	附則（選択試験）に示す基準に適合するもの。
田植機	
乾燥機（穀物用循環型）の 遠隔監視装置	

(5) 上記の(1)～(4)のほか、依頼者の申し出により、有効性が実機等により確認できるものを対象とします。

2) 検査申込受付期間

前記の①～③の検査は、いずれも下記の期間で、常時、受け付けます。

令和7年3月14日（金）まで

3) 検査申込手続き

検査の申し込みの手続きは、次の(1)～(5)のとおりです。また、試験省略を申請する場合の手続きは(6)となります。

(1) 検査依頼書

様式 I-1 (21 頁) 及び様式 I-2 (22 頁) に従って作成の上、それぞれ 1 通提出してください。

安全装備検査を申請する場合は、「安全装備検査 (2018 年基準上位ランク)」、「安全装備検査 (2018 年基準基本ランク)」、「安全装備検査 (2019 年基準上位ランク)」、「安全装備検査 (2019 年基準基本ランク)」のいずれか一つを選択して希望する基準と段階評価を明記してください。

申請手続きにおいては、申請書及び届出書の押印を省略できます。省略を希望される場合は、依頼者側の押印規程又は代表者の通達等、押印廃止を証明する文書を事前にご提出いただきますのであらかじめご相談願います。なお、押印の省略願 (https://www.naro.go.jp/iam/contents/test/docx/kensa_negai.docx) は、一度の申請手続きで安全性検査のほか、一般性能試験、O E C D テスト及び農耕作業用自動車等機能確認の各申込みにおいてすべて共通して適用することができます。

(2) 検査依頼書に添付する書類

検査依頼の際には、検査依頼書、構造調査表 (安全装備検査においては、安全性検査依頼書添付資料)、図面、取扱説明書 (諸元表に安全性検査合格番号の項目欄を付記したもの)、カタログ (諸元表に安全性検査合格番号の項目欄を付記したもの)、税込表記の標準小売 (予定) 価格表、年間生産 (販売) 予定台数表及び公表用の供試機写真等が必要です。詳細については事前に検査等の相談窓口 (48 頁) までお問い合わせください。

また、安全性段階評価の対象「有」で申請される場合は、別途添付していただく資料が必要となります。

検査依頼書で申請される型式名は、安全性検査認証型式として扱いますので、機体に貼付される銘板の「型式名」と同一としてください。安全性検査依頼書添付資料の供試機 4 面写真のあとに銘板の写真を掲載してください。

(3) 申込書類の提出先

上記の書類を以下の宛先に提出してください。

押印省略願いを提出済みの場合は、検査依頼書等書類一式を電子ファイルで提出で

きます。それ以外の場合は、封筒の表に「**検査依頼書在中**」と**朱書**して検査依頼書を郵送してください（なお、その場合も依頼書以外の書類は電子ファイルで提出できます）。

【宛先】〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門
(略称：農研機構 農機研)
安全検査部長 あて
E-mail： naro_kensa@naro.affrc.go.jp

(4) 検査申込みの受理と受託契約

依頼書を受理した後、依頼者に受理通知をするとともに受託契約を締結します。

(5) 検査に要する経費の納入

受託契約の締結後、検査手数料を指定期日までに銀行振込により納入してください。

振込銀行及び口座は、以下のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店
普通預金口座 1333000
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を**安全検査部長 あて (naro_kensa@naro.affrc.go.jp)** にメール又は郵送してください。

(6) 試験省略措置について

依頼者は、安全性検査を依頼しようとする農業機械が次のア～カに掲げるものであって、農機研が認める場合には、安全性検査のために行う試験の一部を省略する措置を受けることができます。

ア 安全性検査を受けたもの（同時受検するものも含む。）と同等の構造・装備を有するもの（OEM機を含む）

イ 農用トラクターOECD標準テストコードに基づくテストに合格したもの

ウ ASABE安全キャブ・フレームテストコードに基づくテストに合格したものの

エ 農業機械一般性能試験実施規程に定める農業機械一般性能試験を受けたもの

オ 依頼者が安全性検査の実施方法及び基準の規定に基づいて試験成績書を作成し、提出しているもの

カ 農業機械関連業務技術指導実施規程に基づく性能確認を受けたもの

試験省略措置を希望する依頼者は、検査依頼を行う際に、安全性検査試験省略確認

依頼書（様式 I-3・23 頁）を 1 通提出してください。

確認試験の省略の場合は、基になる型式と省略希望型式の確認試験に係わる構造の対照表（必要に応じて図面も添付）を添付してください。

代表型式による省略の場合は、代表型式と省略対象型式の相違点についての対照表（様式 I-4・24 頁、必要に応じて写真や図を添付）を添付してください。

また、OEM機受検の試験省略を希望する場合、一定の条件を満たしたOEM機であることが確認されれば、依頼者が指定する原型式（親機）又はOEM機のどちらかの型式で検査を実施し、他の型式は書類審査として実機の提示及び構造調査を省略することができます。

なお、一定の条件とは、色、装飾、ボンネット等（安全キャブ・フレームでは、安全域の確保に関係しない部材）のデザイン、営業上の名称及び銘板を除いて、その他の構造が全く同一であること、安全標識や取扱説明書についても編集方式等の違い以外は同一であることです。検査申込の際に、安全性検査試験省略確認依頼書（様式 I-3・23 頁）を 1 通提出するほかに、以下の資料を提出してください。

- ・上記の要件を満たした原型式（親機）、OEM機であることを証明する書類
- ・原型式（親機）とOEM機の異なる内容の対照表
- ・構造調査表（安全装備検査においては、安全性検査依頼書添付資料）、取扱説明書、カタログ、写真

■農用トラクター（乗用型）安全装備検査新規受検時の安全キャブ・フレーム検査の試験省略について

安全性検査に合格したもの（同時受検するものも含む。）と同等の構造・装備を有する安全キャブ・フレームであって下記の「検査基準に係る変更」がない場合は、試験省略確認依頼時に別添書面にその旨を記載して提出し、所定の審査を経て、実機での構造確認を省略することができます。

「検査基準に係る変更」とは、下記のとおりです。

- ・既合格安全キャブ・フレームの基準質量を超過する、又はそのおそれがあると判断した変更
- ・安全キャブ・フレーム強度に影響を生じると判断された変更
- ・座席の型式、形状、サスペンション方式、調整ストローク、取付部の形状等座席基準点（S I P、S R P）又は安全域に影響を与えると判断された変更
- ・安全域への侵入又は安全域の突出の可能性が生じると判断された変更
- ・その他、上記に準じると判断された変更

(7) 検査手数料

令和6年度の検査手数料（消費税を含む）は、以下のとおりです。

① 安全キャブ・フレーム検査

●農用トラクター（乗用型）用	
コードⅠ（大型トラクター）	808,500 円
コードⅡ（大型トラクター：狭輪距）	808,500 円
コードⅢ（小型トラクター）	671,000 円
コードⅣ（フルクローラトラクター）	726,000 円
書類審査のみ（構造変更を伴う追加装着等）	12,100 円
●農用運搬機（乗用型）及び座席を有する圃場内運搬機用	515,900 円

②安全装備検査

●基本経費	
（農機研実施）	215,600 円
（企業内実施）	205,700 円
書類審査のみ	
（OEM機又は代表型式受検で書類審査のみとなる型式）	81,400 円
●性能等の確認が必要な機種の確認試験経費	
単軌条運搬機（非乗用型・企業内実施）	187,000 円
単軌条運搬機（乗用型・企業内実施）	328,900 円
ほ場内運搬機	184,800 円
動力刈取機（刈払機・金属製一体刈刃、チップソー）	52,800 円
（刈払機・それ以外の刈刃）	71,500 円

③ロボット・自動化農機検査

●自動化農機	
（選択試験なし・農機研実施）	324,500 円
（選択試験あり・農機研実施）	352,000 円
（選択試験なし・企業内実施）	284,900 円
（選択試験あり・企業内実施）	312,400 円
●ロボットトラクター	
（選択試験なし・農機研実施）	548,900 円
（選択試験あり・農機研実施）	575,300 円
（選択試験なし・企業内実施）	509,300 円
（選択試験あり・企業内実施）	536,800 円
●ロボット田植機	
（選択試験なし・農機研実施）	547,800 円
（選択試験あり・農機研実施）	575,300 円
（選択試験なし・企業内実施）	509,300 円
（選択試験あり・企業内実施）	536,800 円

●乾燥機（穀物用循環型）の遠隔監視装置	
（選択試験なし・企業内実施）	491,700 円
（選択試験あり・企業内実施）	519,200 円
④平成 29（2017）年度までの安全キャブ・フレーム型式検査合格機の 安全性検査への基準適合性審査（書類審査）	12,100 円
⑤安全性検査合格機の安全性検査構造変更に係る審査（書類審査）	12,100 円

なお、試験省略の場合は、省略内容に応じて減額します。
また、出張検査の場合は、上記のほかに出張に係る経費として農研機構の旅費規程に基づいて計算した額を加算します。

4) 実施日程の通知

検査の実施日時は、検査担当者と依頼者の協議により決定し、受託契約締結時に正式に通知します。なお、農機研の休日の業務は休みとさせていただきますので、ご了承ください。

5) 検査の実施場所

検査は、農機研で実施するほか、各企業内（原則として各企業の工場）又は施設や設備の整った指定場所においても出張して行います。

出張検査を依頼される方はできるだけ早くお申込みください。なお、複数機種 of 検査を依頼される場合は、できるだけ一括して実施できるように社内で調整してください。

6) 供試機の搬入、搬出等

農機研で実施する場合、午前 8 時 30 分まで開門しませんので、原則としてそれ以後に搬入していただくことになります。それより早い時間帯に到着する場合は、事前に検査等の相談窓口（48 頁）にご相談ください。大型車両の入退場は、北側通用門（陸上自衛隊側）のみとなりますのでご注意ください。

検査時に搬入、提出していただくものは、次のとおりです。

なお、搬入、搬出に必要な経費は、依頼者側で負担していただきます。

●検査時に搬入、提出していただくもの

型式ごとに次のものの搬入、提出をお願いします。OEM機の場合や代表型式で安全装備の確認ができる場合などは、実機確認を省略できますので、詳しくは検査等の相談窓口（48 頁）にお問合せください。

安全装備検査の 2018 年基準（安全装備の確認項目「16. 取扱性」）又は 2019 年基準

(規定要求事項「8. 取扱性」)においては、騒音、振動、レバー類の操作力等を確認します。このため、供試機は、燃料、潤滑油等を入れて運転できる状態にして搬入してください。

・全機種共通

- (1) 本機 1台
- (2) 同一型式扱いができ、且つ同一型式扱いを希望するオプション、アタッチメント、機関等 1式
- (3) 上記の着脱交換に必要な工具類 (特殊工具を含む) 1式

(注) 1. けん引式及びトラクター搭載式の機械の場合は、検査に必要なトラクターを準備できないこともありますので、あらかじめ検査等の相談窓口 (48頁) にご相談ください。

2. 供試機の搬入や組立てのために農機研のフォークリフト、天井クレーン等を使用する場合は有資格者に限ります。

●供試機の搬出

供試機は、検査終了後、検査担当者の指示に従って搬出してください。

7) 検査結果の取扱いと安全性検査証票の貼付

検査は、その種類ごとに定めた試験方法、申請時に選択した2018年基準 (安全装備の確認項目) 又は2019年基準 (規定要求事項) に従って実施し、各基準に適合するものを合格とします。検査の実施後、依頼者へ合格又は不合格を通知するとともに、合格に係わる農業機械の型式名、検査成績の概要、合格番号及び依頼者の氏名又は名称、段階評価については、農研機構のウェブサイト等で公表します。

なお、2018年基準 (安全装備の確認項目) 及び2019年基準 (規定要求事項) に基づく安全性検査は、ともに令和6年度まで実施することとし、令和7年度からは対象機種を農用トラクター (乗用型)、農用トラクター (歩行型)、田植機、コンバイン (自脱型)、乾燥機 (穀物用循環型) の5機種に絞って、新たな基準で実施する予定です。新たな安全性検査制度・運用方法につきましては現時点では検討中につき未定ですので、決定しましたら農研機構のウェブサイト等で周知します。

また、合格の通知を受けた依頼者は、安全性検査に合格したことを示す証票 (安全性検査証票・様式I-5・25~27頁) を機体に貼付することができます。証票には、安全性検査に合格した機械の証として適合する検査基準を明記し、基本ランクとして一つ星 (★) を図示し、安全性段階評価上位ランクには、二つ星 (★★) を図示することができます。

安全性検査証票には、型式名、製造番号、安全性検査合格番号等の追記情報を記載することができません。このため、農業機械の表示に関する公正競争規約で定めている、機種名又は商品名、型式 (本検査においては安全性検査認証型式名) 及び仕様別区分、製造番号等が明確にわかるよう機体に銘板を表示してください。

8) 事後調査

農機研は、必要があると認める場合には、安全性検査に合格した農業機械につき、随時、事後調査を行いますのでご協力をお願いいたします。事後調査の結果、農業機械の性能等が検査基準を満たさないと判断されるときは、安全性検査の合格の決定を取り消す場合があります。

9) 同一型式・別型式の取扱い

ある型式に対し、搭載機関やアタッチメント等を含め、その構造や仕様の一部が異なる機械であって、その相違が性能等からみて同一と認められる範囲のものは、一括して同一型式とすることができます。また、検査実施後にあつては構造変更届によって処理することもできます。なお、同一型式・別型式の判定に際しては、2018年基準又は2019年基準の安全装備検査ごとにそれぞれ参照する要領が異なりますのでご留意ください。

10) 構造変更届の取扱い

安全性検査の構造変更届出（様式 I-9・31 頁）については、変更経緯の記録の保管と文書保管の方式変更への対応のために、16～19 頁に示す様式の資料を添付して提出していただきます。また、「依頼機の写真」及び「詳細図の変更」の表中、及び変更前の欄については、参照 No. のほかに写真等を掲載し、変更の内容が安全性に影響を及ぼしていない旨を明記してください。

なお、安全性検査の構造変更は、令和3年度の申請手続きから有料となっておりますのでご留意ください。構造変更の届出は、申請書1葉に付き規定の審査手数料が発生します（12～13 頁参照）。届出申請にあたっては、安全性検査合格番号別に申請書をそれぞれ一葉ごとに分けて申請してください。

《構造変更届別添資料の様式例1/3:1通を提出。用紙は日本産業規格A4。》

No. ○○－構変……①

1. 構造変更の概要

番号	変更等の内容	安全性検査依頼書添付資料の関連参照ページ……②
1	○○カバーの網目の変更	No. 8
2	◇◇操作マークの変更	No. 9
3	△△注意マークの変更	No. 14
4	□□警告マークの追加	なし
5	タイヤの変更	No. 3、4
6	燃料表示マークの変更	No. 11

2. 主要諸元表の変更 ……………③

項 目		変更前	変更後
大きさ	全幅(mm)	1500	1520
	質量(kg)	1850	1880
走行部	大きさ	前輪：○/○RO 後輪：○/○RO	前輪：○-○-4PR 後輪：○-○-4PR

3. 規定要求事項の変更 ……………④

確認項目……⑤	変更前の記事	変更後の記事
1. 危険源からの防護	No. 6、7、8、○□－構変	No. 6、7、○□－構変、○△－構変
2. 安全装置	No. 9、10	No. 10、○□－構変
5. 運転・操作装置	No. 11	No. ○□－構変
7. 安全標識	No. 11、12、13、14、15	No. 11、12、13、14、15、○□－構変

- (備考)① ○○の部分は、安全性検査実施時の添付資料の続き(前に構造変更しているときはその続き)のページ番号を付けてください。なお、資料の最終ページには番号の後ろに(完)を付加してください。
- ② 安全性検査実施時の添付資料で関連のあるページを記載してください。
- ③ 変更のある項目のみを抜き出して記載してください。
変更がない場合は、『「主要諸元表」の記載事項に変更はない。』と記載してください。
- ④ 変更のある項目のみを抜き出して記載してください。
2018年基準の場合は、「安全装備の確認項目の変更」として記載ください。
- ⑤ 「確認項目」の欄は、2018年基準または2019年基準のうち適用される基準に応じた安全装備確認項目に従って記載してください。

《構造変更届別添資料の様式例 2/3:1通を提出。用紙は日本産業規格A4。》

No. ○△－構変

4. 依頼機の写真の変更

前 面 <u>(同様に後面、右側面、左側面についても写真を掲載)</u>
変 更 前
変更前の写真
変 更 後
変更後の写真

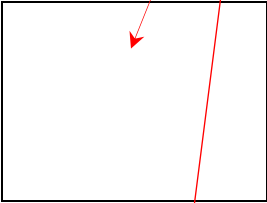
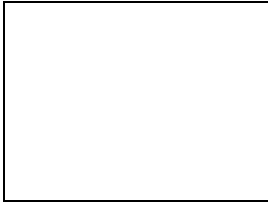
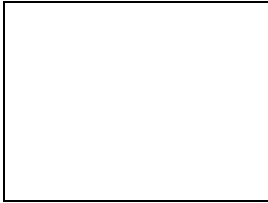
(備考) 変更前後の写真は、内容が明確にわかるように、複数頁にわたり、上下等に配置して対比してください。

《構造変更届別添資料の様式例3/3:1通を提出。用紙は日本産業規格A4。》

No. ○□ー構変（完）

5. 詳細図の変更

変更前型式の写真・内容等

変更部分の名称／内容	変 更 前	変 更 後	備 考
1. ○○カバーの網目の大きさ	8 mm	6 mm	
2. △△注意マークの変更			
3. □□警告マークの追加	なし		
4. ○○○			

(備考) 写真、図、説明文などで、変更前と変更後の内容を明瞭に説明してください。

6. 変更の経緯及び内容に対する見解

【記載例】

本型式は、これまでに○回の構造変更届を提出している。いずれの変更も令和○○年度安全性検査受検時の機械に対して軽微な変更であった。今回の届出については、○○部を○○の構造にしたことを主な変更点とするものであり、安全性検査を受検した当時の機械に対して、安全性を含めた性能に大きく影響を及ぼす変更ではないと考える。

11) その他必要な変更届出

安全性検査に関連する事項に変更があった場合は、各種届出をしていただくことが必要です。

届出が必要な事項は、前記の機械の構造変更（様式 I-9・31 頁）のほかに、法人名等（住所）の変更（様式 I-6・28 頁）、型式名の変更（様式 I-7・29 頁）、製造（販売）の中止（営業譲渡）（様式 I-8・30 頁）、製造所の変更（様式 I-10・32 頁）、及び辞退（様式 I-11・33 頁）となっております。

構造変更をはじめ各種の届出、依頼書の提出先は、下記になります。
なお、押印省略願いを提出済みの場合は、書類一式を電子ファイルで提出できます。それ以外の場合は、封筒の表に「**〇〇〇**在中」と**朱書**して、郵送してください。

【宛先】 〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町 1 丁目 4 0 番地 2
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門
(略称：(国研) 農研機構農機研)
安全検査部長 あて
E-mail : naro_kensa@naro.affrc.go.jp

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式 I - 1 》

農業機械安全性検査依頼書

依頼日を記入してください。 → 年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

下記の農業機械の安全性検査を依頼いたします。

記

安全装備検査(2018年基準上位ランク)、安全装備検査(2018年基準基本ランク)、安全装備検査(2019年基準上位ランク)、安全装備検査(2019年基準基本ランク)、安全キャブ・フレーム検査及びロボット・自動化農機検査のうち、該当するものを明記してください。

1 安全性検査の種類

2 頁に掲載以外の機種名は、商品名や依頼者側で判断せず事前に検査等の相談窓口(48頁)へご相談ください。

2 農業機械の種類

銘板に記載の型式名と同一にしてください。
同一機種で複数の型式依頼の場合は、まとめて記載できます。

3 農業機械の型式名

輸入機の場合は、製造国の原語表記で記載ください。
OEM機は、製造元の名称と所在地を記載ください。

4 当該型式の農業機械の製造所の名称及び所在地

製造(販売)開始年月日は、検査の依頼日より前であることが原則です。

5 当該農業機械の製造(販売)開始年月日

4面写真の次頁に銘板の写真を含めてください。

6 当該農業機械の主要諸元、構造調査表(銘板の記載を含む)

(別添)

安全装備検査の場合は、構造調査表に代わり、安全性検査依頼書添付資料を電子メールまたは郵送してください。

7 検査実施希望場所及び時期

依頼者の指定場所で行う場合は、名称と住所を記載してください。農機研で実施する場合は住所の記載は不要です。

8 安全性段階評価上位ランクの内容

安全性段階評価上位ランクの要件を満たすものは内容を簡潔に記入し、申請要件の内容が分かる技術資料を添付ください。上位ランクの要件確認を申請しない場合は、記載不要です。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式 I - 2》

連絡窓口表

農業機械の種類： _____①
社 名： _____

1) 責任者連絡窓口

住 所： _____ (〒： -)
電話番号： _____ () 内線 FAX ()
メールアドレス： _____ @
所属部課名： _____ 責任者名： _____

2) 実務担当者連絡窓口②

住 所： _____ (〒： -)
電話番号： _____ () 内線 FAX ()
メールアドレス： _____ @
所属部課名： _____ 実務担当者名： _____

3) 契約書送付先

住 所： _____ (〒： -)
電話番号： _____ () 内線 FAX ()
メールアドレス： _____ @
所属部課名： _____ 担当者名： _____

4) その他③

① 農業機械の種類別に作成してください。

② 「実務担当者」とは、農機研から提出書類や供試機の構造に関する問い合わせ等をさせていただく方で、安全性検査の当日にも立会う方です。なお、OEM等により、依頼者と異なる製造業者の立会いとなる場合には、社名の欄を追加して実際の担当者を記載してください。

③ 性能等の確認が必要な機種で確認試験の省略を希望する場合(10～11 頁)、「代表型式」や「OEM」による実機確認の省略を希望する場合(同)には、この欄に次の例のように記載します。

※ 「性能等確認試験の省略」を希望する場合

基になる型式：農機 A 1 0 0

性能等確認試験省略希望型式：農機 A 2 0 0

※ 「代表型式検査による実機確認の省略」を希望する場合

代表型式：農機 B 1 0 0

実機確認省略希望型式：農機 B 2 0 0

※ 「OEMによる実機確認の省略」を希望する場合

親機型式：農機 C 1 0 0 (安全性検査合格番号)

実機確認省略希望型式：日本 C 1 0 0

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式 I - 3》

安全性検査試験省略確認依頼書

安全性検査依頼書と同じ日付を記入してください。 → 年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

理事長 殿

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

今般、安全性検査の受検を予定している下記型式は、

- ア ○○年度受検（又は受験）機
- イ ○○年度受検（又は受験）機の改造機
- ウ 同時受検を予定している型式と同等の構造
- エ OECD標準テストコードに基づくテストを受けたもの
- オ ASABE安全キャブ・フレームテストコードに基づくテストを受けたもの
- カ 農業機械一般性能試験を受けたもの
- キ 規程第6条第1項第5号により試験成績書を提出するもの
- ク 農業機械関連業務技術指導実施規程第2条に規定する技術指導を受けたものであるもので、試験省略の可否について確認を依頼いたします。

アからクのうちで不必要な項目を抹消してください。

平成 29(2017)年度以前の農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム型式検査に該当する場合は、その旨を下記のように記載してください。
例) ○○年度型式検査合格機(合格番号:*****)

記

- 1 安全性検査の種類
- 2 農業機械の種類
- 3 農業機械の型式名
- 4 試験省略を希望する試験項目

試験省略を希望する機械の型式名を列举してください。

試験省略に必要な次の書類を電子メールまたは郵送で提出ください。
※確認試験の省略の場合は、基になる型式と省略希望型式の確認試験に係わる構造の対照表(必要に応じて図面も添付)が必要です。
※代表型式による省略の場合は、代表型式と省略対象型式との相違点についての対照表(24頁、必要に応じて写真や図を添付)が必要です。
※OEMによる省略の場合は、①親機とOEM機の関係であることを証明する書類、②親機とOEM機の相違点についての対照表(写真や図を含む)が必要です。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式I-4》

代表型式と試験省略確認依頼型式との相違点

1. 主要諸元表（記載例）

部位等		代表型式	試験省略確認依頼型式
		農機 AB120	農機 AB100
大きさ	全幅 (mm)	1185	1150
	質量 (kg)	1110	1090
機 関	機関型式	農機 D51	農機 D50
	総排気量 (L)	1.498	1.393
	定格出力/回転速度 (kW(PS)/rpm)	17.7(24)/2600	16.2(22)/2600
走行部	タイヤサイズ	前輪 7-14 後輪 9.5-24	前輪 6-14 後輪 8.3-24

2. 主要諸元表以外（記載例）

部位等	代表型式	試験省略確認依頼型式
	農機 AB120	農機 AB100
タイヤとフェンダの間隔 (mm)	65	80
安全キャブ	農機 SQ120	農機 SQ100

《様式 I - 5》



2018年基準に合格した安全性検査証票（基本ランク）



2019年基準に合格した安全性検査証票（基本ランク）

《様式 I - 5》



2018年基準に合格した安全性検査証票（上位ランク）

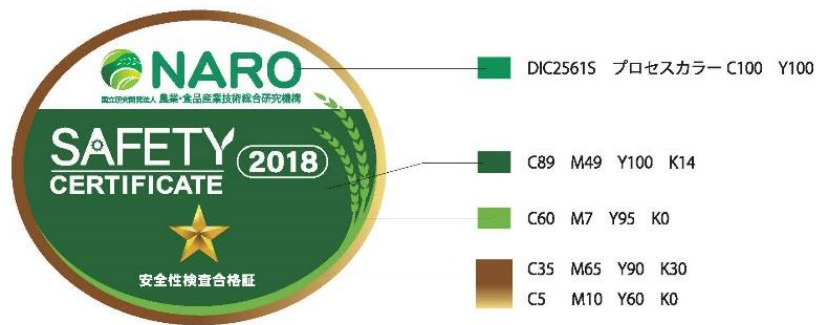


2019年基準に合格した安全性検査証票（上位ランク）

注1) 大きさについては、縦0.84：横1の比率で、かつ、横幅50～100mmの範囲内であれば、サイズは自由とする。

注2) 色の指定については、下記のとおりとする。

《様式 I - 5》



① C54 M68 Y100 K20
C12 M36 Y93 K0
C22 M41 Y96 K0
C7 M3 Y67 K0

③ C54 M68 Y100 K20
C12 M36 Y93 K0

② C54 M69 Y100 K20
C11 M9 Y88 K0
C7 M3 Y67 K0

④ C54 M68 Y100 K20
C11 M9 Y88 K0

安全性検査証票プロセスカラー

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》
《様式I-6》

法人名等（住所）変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

法人名等（住所）を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更前の法人名等
- 2 変更後の法人名等
- 3 変更前の住所
- 4 変更後の住所
- 5 法人名等変更に伴う型式名の変更（農業機械の種類ごとに旧型式名と安全性検査合格番号及び新型式名を記載又は別添）の有無
- 6 その他

(備考)

- ・ 法人名変更の場合は、3、4に該当する事項は記載不要です。
- ・ 法人名変更の場合は、登記簿謄本の写1部を添付してください。
- ・ 住所変更の場合は、1、2に該当する事項は記載不要です。
- ・ 法人名変更に伴う型式名の変更の有無を5に記入してください。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式I-7》

型式名変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

年月日付けをもって安全性検査の合格通知を受けた当該型式の農業機械に関し、その型式名を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 変更前の型式名及び安全性検査合格番号
- 3 変更後の型式名
- 4 変更年月日
- 5 変更理由

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式I-8》

製造（販売）中止（営業譲渡）届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

年月日付けをもって安全性検査の合格通知を受けた当該型式の農業機械に関し、このたび、その製造（販売）を中止（営業を譲渡）したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 農業機械の型式名及び安全性検査合格番号
- 3 製造（販売）中止の年月日及びその理由
- 4 営業譲渡の年月日及びその理由
- 5 被譲渡者の住所及び氏名（又は名称）
- 6 営業譲渡に伴う型式名の変更（農業機械の種類ごとに旧型式名と安全性検査合格番号及び新型式名を記載又は別添）

(備考)

- ・ 製造（販売）中止の場合は、4、5、6に該当する事項は記載不要です。なお、製造を中止したときは、3の「販売」を抹消し、販売を中止したときは「製造」を抹消してください。
- ・ 営業譲渡の場合は、3に該当する事項は記載不要です。型式名の変更を伴う場合は6を記入してください。なお、譲渡を証する書類を添付してください。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》
《様式I-9》

届出申請に当たっては、安全性検査合格番号別に申請書をそれぞれ一葉ごとに分けて申請してください。

構造変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

年月日付けをもって安全性検査の合格通知を受けた当該型式の農業機械の構造を変更したので、下記のとおり届け出ます。

- 記
- 1 農業機械の種類
 - 2 変更前の型式名及び安全性検査合格番号
 - 3 変更の内容
 - 4 変更年月日
 - 5 変更理由

農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム検査合格型式及びロボット・自動化農機検査合格型式については、合格番号がないため合格型式名のみを記載してください。

変更前・後の相違が明確にわかるように写真、図面等を用いて対比して記述してください。

変更を必要とする(した)、その目的・根拠を簡潔に記述してください。
例)「〇〇〇について、〇〇〇する(である)ため(または〇〇〇により 等)、軽微な変更により届け出るものである。」
「マイナーチェンジのため」等の変更の結果のみを記載するものではありませんのでご留意願います。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式 I - 10》

製造所変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

製造所を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 農業機械の型式名及び安全性検査合格番号
- 3 変更前の製造所
- 4 変更後の製造所
- 5 変更年月日
- 6 変更理由

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式 I - 11》

辞退届

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

下記の農業機械について安全性検査を依頼しましたが、辞退しますので届け出ます。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 農業機械の型式名
- 3 辞退理由

理由が明確にわかるように記述してください。
例) 設計変更が生じたため、既販機対策ができないため 等

Ⅱ 一般性能試験について

一般性能試験は、主として製造業者や輸入業者向けに、安全キャブ・フレーム検査への成績転用のほか、農業機械の評価や公的証明などを提供することを目的としたものです。

試験の内容及び試験方法は単一なものから総合的なものまで、依頼者の要望により任意に定めます。外国規格等による試験や、英文成績の発行も可能です。

試験の対象は、農業機械・施設及びこれらの部品、関連資材、関連測定機器などで、試作品、市販品の別は問いません。また、試験結果については、社内用として結果を公表しないものと、証明その他の目的のため公表するものとを依頼者が自由に選択できます。（公表とは、農研機構名で国、県の行政部局、公的試験機関等に成績を送付することをいいます。）

農研機構農機研では、依頼者の要望に応じ、様々な試験に対応できる体制を整えていますが、試験の内容や時期等によっては、実施が困難な場合がありますので、事前に検査等の相談窓口（48頁）までご連絡ください。

1) 申込み受付時期について

下記の期間で、常時、受け付けます。

令和7年3月14日（金）まで

2) 申込み手続きについて

(1) 依頼書

様式Ⅱ-1（36頁）に従って作成のうえ、1通提出してください。依頼書の押印の省略については、9頁のⅠ 3) (1) を参照ください。

(2) 依頼書に添付する書類

仕様書、取扱説明書、カタログ等を添付してください。

(3) 申込み書類の提出先

【宛先】 〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

農業機械研究部門

（略称：（国研）農研機構農機研）

安全検査部長 あて

E-mail : naro_kensa@naro.affrc.go.jp

押印省略願いを提出済みの場合は、依頼書等書類一式を電子ファイルで提出できます。それ以外の場合は、封筒の表に「**一般性能試験依頼書在中**」と**朱書**して依頼書を郵送してください（なお、その場合も依頼書以外の書類は電子ファイルで提出できます）。

(4) 申込みの受理と受託契約

依頼書を受理した後、依頼者に受理通知をするとともに受託契約を締結します。

(5) 一般性能試験に要する経費の納入

受託契約後に、一般性能試験手数料を指定期日までに銀行振込により納入してください。

振込銀行及び口座は、以下のとおりです。

【振込先】 みずほ銀行 大宮支店

普通預金口座 1 3 3 3 0 0 0

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を**安全検査部長 あて (naro_kensa@naro.affrc.go.jp)** にメール又は郵送してください。

一般性能試験の経費は、その都度算出して連絡します。

3) 試験省略の希望がある場合の手続きについて

試験省略を希望する場合には、以下の手続きに従ってください。

(1) 試験省略確認依頼書

申込に先立って、様式Ⅱ-2 (37 頁) の試験省略確認依頼書を 1 通と必要な書類（安全キャブ・フレームにあっては、構造調査票、取扱説明書、カタログ、写真等を、また、その他にあっては仕様書、取扱説明書及び図面等）を提出していただきます。

(2) 試験省略通知書

試験省略確認依頼書に基づいて確認を行い、試験省略可能と判断された場合は依頼者あてに試験省略通知書を送付します。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式Ⅱ－1》

農業機械一般性能試験依頼書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

下記の農業機械一般性能試験を依頼いたします。

記

- 1 農業機械の種類
- 2 農業機械の型式名
- 3 当該型式の農業機械の製造所の名称及び所在地
- 4 当該農業機械の製造（販売）開始（予定）年月日
- 5 希望する試験の内容とその目的
- 6 実施希望場所及び期日

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式Ⅱ－2》

一般性能試験 試験省略確認依頼書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

今般、農業機械一般性能試験の受験を予定している下記型式は、

- ア ○○年度受検（又は受験）機
- イ ○○年度受検（又は受験）機の改造機
- ウ 同時受験を予定している型式と同等の構造
- エ 農業機械安全性検査に合格したもの
- オ 規程第7条第1項第3号により試験成績書を提出するもの
- カ 農業機械関連業務技術指導実施規程第2条に規定する技術指導を受けたものであるもので、試験省略の可否について確認を依頼いたします。

アからカのうちで不必要な項目を抹消してください。

記

平成 29(2017)年度以前の農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム型式検査に該当する場合は、その旨を下記の様に記載してください。
例) ○○年度型式検査合格機(合格番号:****)

- 1 農業機械の種類
- 2 農業機械の型式名
- 3 試験省略を希望する試験項目とその理由

III O E C Dテストについて

農用トラクターO E C D標準テストコードに規定されている農用トラクター又は農用トラクター用安全キャブ及び安全フレームであって、市販のために通常製造されたものを対象とします。また、安全キャブ・フレーム検査からの成績転用が可能です。

1) O E C Dテストの種類について

O E C Dテストコードには次の種類のものがあります。

O E C Dテストコード		試験項目	対象範囲 <small>注)</small>
2	トラクター性能	主P T O性能 揚力及び油圧 出力性能 けん引性能	車輪式及び走行部がゴム製の装軌式トラクターで機関出力184kW {250PS} 未満のもの
4	安全キャブ・安全フレーム (強度試験)	静的試験	車輪式トラクター用で、原則として、装着可能トラクターのバラストなし質量が600kg以上、最小後輪輪距が1150mmを超えるもの
5	騒音試験	運転者耳もと 騒音	車輪式及び走行部がゴム製の装軌式トラクターで機関出力184kW {250PS} 未満のもの
6	安全キャブ・安全フレーム (強度試験)	静的試験	車輪式トラクター用で、装着可能トラクターの最低地上高が600mm以下、バラストなし質量が400kg以上 3500kg 未満、最小輪距が1150mm以下で前部装着型のもの
7	安全キャブ・安全フレーム (強度試験)	静的試験	車輪式トラクター用で、装着可能トラクターの最低地上高が600mm以下、バラストなし質量が400kg以上、最小輪距が1150mm以下で後部装着型のもの
8	安全キャブ・安全フレーム (強度試験)	静的試験	走行部がゴム製の装軌式トラクター用で、装着可能トラクターの最低地上高が600mm以下、バラストなし質量が600kg以上のもの

注) 「対象範囲」は、大型のものでは試験装置の能力によって制限することもありますので、事前に検査等の相談窓口(48頁)までお問い合わせください。

なお、試験装置等の理由により当面の間、コード2及びコード5についての受付は致しません。

2) OECDテストの実施計画について

OECD テストコード	受付期間	実施時期	実施場所
コード4	令和7年3月14日(金) まで	随 時	農機研
コード6			
コード7			
コード8			

3) OECDテストの申込み手続きについて

申込み手続きは次のとおりです。

(1) 依頼書

様式Ⅲ-1 (41 頁) に従って作成の上、1 通提出してください。依頼書の押印の省略については、9 頁の I 3) (1) を参照ください。

(2) 依頼書に添付する書類

仕様書、取扱説明書及び図面については、検査等の相談窓口までお問い合わせください。

(3) 申込書類の提出先

【宛先】 〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
農業機械研究部門
(略称：(国研) 農研機構農機研)

安全検査部長 あて

E-mail : naro_kensa@naro.affrc.go.jp

押印省略願いを提出済みの場合は、依頼書等書類一式を電子ファイルで提出できます。それ以外の場合は、封筒の表に「**OECDテスト依頼書在中**」と**朱書**して依頼書を郵送してください（なお、その場合も依頼書以外の書類は電子ファイルで提出できます）。

(4) 申込の受理とOECDテスト受託契約

農機研は、OECDテスト依頼書を受理した後、依頼者に受理通知をするとともにテスト受託契約を締結します。

(5) OECDテストに要する経費の納入

OECDテスト受託契約の締結後、OECDテスト手数料を指定期日までに銀行振込により納入してください。

振込銀行及び口座は、以下のとおりです。

【振込先】 みずほ銀行 大宮支店

普通預金口座 1333000

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月日、振込先、内訳等）を**安全検査部長 まで (naro_kensa@naro.affrc.go.jp)** にメール又は郵送してください。

(6) 手数料

令和6年度の手数料（消費税を含む）は、以下のとおりです。

コード4、6、7及び8 1,010,900 円

4) OECDテスト試験省略確認依頼について

依頼者は、OECDテストを依頼しようとする農業機械が次のア～カに掲げるものであって、農機研が認める場合には、OECDテストのために行う試験の一部を省略する措置を受けることができます。

ア ○○年度受検（又は受験）機

イ ○○年度受検（又は受験）機の改造機

ウ 同時受験を予定している型式と同等の構造

エ 農業機械安全性検査に合格したもの

オ 規程第6条第1項第3号により試験成績書を提出するもの

カ 農業機械関連業務技術指導実施規程第2条に規定する技術指導を受けたもの
試験省略措置を希望する依頼者は、検査依頼を行う際に、OECDテスト試験省略確認依頼書（様式Ⅲ-2・42頁）を1通提出してください。

5) OECD承認機の構造等の変更と再テストについて

OECDの承認を得た機械の構造、寸法、装備、材料、製造方法の変更を行う場合には、速やかにその内容を明らかにした資料を添えて様式Ⅲ-3（43頁）の構造変更届出書を1通提出してください。

農機研は、提出された構造変更届出書の内容を検討し、再テストの可否等を依頼者に連絡します。

再テストが必要な場合には、3)の申込手続きに従って、OECDテスト依頼の手続きをしていただくことになります。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式Ⅲ－1》

OECDテスト依頼書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

農用トラクターOECD標準テストコードによる下記の農用トラクター、農用トラクター用安全キャブ又は農用トラクター用安全フレームのテストを依頼します。

農用トラクター用安全キャブまたは農用トラクター用安全フレームのいずれかを抹消してください。

記

- 1 型式名
- 2 当該型式の製造所の名称及び所在地
- 3 当該型式の生産台数
- 4 当該型式の輸出実績（予定）
台数 台（ 年 月～ 年 月）
- 5 当該型式の装着可能トラクターの型式名
- 6 OECDテストコードの種類
- 7 その他

テストコードの種類（コード4、コード6、コード7、コード8）を記載してください。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式Ⅲ－2》

OECDテスト試験省略確認依頼書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

今般、OECDテストの受験を予定している下記型式は、

- ア ○○年度受検（又は受験）機
- イ ○○年度受検（又は受験）機の改造機
- ウ 同時受験を予定している型式と同等の構造
- エ 農業機械安全性検査に合格したもの
- オ 規程第6条第1項第3号により試験成績書を提出するもの
- カ 農業機械関連業務技術指導実施規程第2条に規定する技術指導を受けたものであるもので、試験省略の可否について確認を依頼いたします。

アからカのうちに不必要な項目を抹消してください。

平成 29(2017)年度以前の農用トラクター(乗用型)用安全キャブ及び安全フレーム型式検査に該当する場合は、その旨を下記のように記載してください。
例) ○○年度型式検査合格機(合格番号:****)

記

- 1 型式名
- 2 試験省略を希望する試験項目とその理由

試験省略に必要な書類を添付してください。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式Ⅲ－3》

OECDテスト構造変更届出書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

印

年度にOECDテストの承認を受けた下記型式について、下記のとおり構造を変更したので届け出ます。

記

1 トラクター等の種類

農用トラクター用安全キャブ又は農用トラクター用安全フレームのいずれかを記入してください。

2 変更前の型式名及びOECDテスト承認番号

3 変更の内容

変更前・後の相違が明確にわかるように写真、図面等を用いて対比して記述してください。

4 変更年月日

5 変更理由

IV 農耕作業用自動車等機能確認について

農耕作業用自動車等機能確認（以下、「機能確認」という。）は、道路運送車両法の小型特殊自動車に分類される農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）等について、農耕作業の用に供する機能を有することを証明するため、申請者から実施の申請を受けるとともに農林水産省からの依頼を受けて実施するものです。

1) 機能確認の対象機種（車体の形状）

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の別表第 1 の小型特殊自動車の項の第 2 号に該当する農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車及び田植機並びに国土交通大臣が特殊自動車として指定（平成 13 年運輸省告示第 1664 号）した林内作業車（以下「農耕作業用自動車等」という。）について実施します。

2) 機能確認の確認項目

農耕作業用自動車等機能確認要領（農林水産省通達）に基づく項目について実施します。

3) 機能確認の実施計画

対象機種	実施時期	実施場所
農耕トラクタ	常時	農機研又は申請者の事業所等
農業用薬剤散布車		
刈取脱穀作業車		
田植機		

4) 申請手続き

申請の手続きは、次のとおりです。

(1) 農耕作業用自動車等機能確認実施依頼書

実施依頼書は、様式IV-1（47 頁）に従って作成の上、1 通提出してください。依頼書の押印の省略については、9 頁の I 3) (1) を参照ください。なお、試験の時期と試験実施場所につきましては、あらかじめ検査等の相談窓口（48 頁）までお問い合わせください。

(2) 添付書類

上記の実施依頼書に、農林水産省に提出した「農耕作業用自動車等機能確認願」の写しを添えてください。

(3) 申請書類の提出先

機能確認の実施を申請される方は、上記(1)及び(2)の書類を一括し、下記宛先に提出してください。

【宛先】〒331-8537 埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

農業機械研究部門

(略称：(国研) 農研機構農機研)

安全検査部長 あて

E-mail : naro_kensa@naro.affrc.go.jp

押印省略願いを提出済みの場合は、依頼書等書類一式を電子ファイルで提出できます。それ以外の場合は、封筒の表に「**機能確認依頼書在中**」と**朱書**して依頼書を郵送してください（なお、その場合も依頼書以外の書類は電子ファイルで提出できません）。

(4) 申請の受理

実施依頼書及び添付書類を受理し、さらに農林水産省農産局より実施及び報告の依頼のあった後、申請者に「農耕作業用自動車等機能確認実施通知書」と所要の経費に対する「請求書」を送付します。

(5) 機能確認に要する手数料

令和6年度の手数料（消費税を含む）は、以下のとおりです。

●農機研内実施

第1 類別機 168,300 円

第2 類別機以降 115,500 円

●農機研外実施

第1 類別機 151,800 円

第2 類別機以降 115,500 円

●農機研外実施立会検査

第1 類別機 47,300 円

第2 類別機以降 38,500 円

この他、出張検査の場合は、上記のほかに出張に係る経費として農研機構の旅費規程に基づいて計算した額を加算します。

振込銀行及び口座は、以下のとおりです。

【振込先】みずほ銀行 大宮支店

普通預金口座 1333000

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

なお、振込後は、「振込金受取書」の写し又は貴社担当者の振込通知メモ（振込月

日、振込先、内訳等)を**安全検査部長 まで (naro_kensa@naro.affrc.go.jp)**にメール又は郵送してください。

(6) 安全性検査等と併願する場合の手続き

安全性検査又は一般性能試験と同時実施を申請する場合は、実施依頼書(様式IV-1・47頁)の該当項目にその旨を記入してください。安全性検査又は一般性能試験の手数料と重複する項目について手数料を減額します。

《1通を提出、用紙は日本産業規格A4》

《様式IV-1》

農耕作業用自動車等機能確認実施依頼書

年 月 日

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

会社の角印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

理事長 殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

代表者の印
なお、事前に押印省略願いが提出されている場合は不要です。

印

農林水産省へ農耕作業用自動車等機能確認の申請を行っている下記について機能確認の実施を依頼いたします。

記

- 1 車体の形状
- 2 車名及び型式
- 3 希望する実施の場所及び時期
- 4 安全性検査又は一般性能試験との併願の有無
- 5 検査の種類

立会検査(依頼者側が行う試験・測定に立ち会い適合確認を行う検査)の場合、「立会検査」と明記してください。

V 検査等の相談窓口

安全性検査、一般性能試験、OECDテスト、農耕作業用自動車等機能確認をご依頼される際、これらの検査等に関するご相談がございましたら、下記へお問合せください。

		担当者	電話
総合		安全検査部長 志藤博克	048 (654) 7044
		安全推進管理役 清水一史	048 (654) 7127
安全キャブ・フレーム検査		安全評価グループ長 手島 司	048 (654) 7102
安全装 備検査	原動機（トラクター）ほか、 単軌条運搬機、刈払機等の付 随試験を要する機械	安全評価グループ長補佐 紺屋秀之	048 (654) 7106
	移植、野菜、特用作物、防除 等のプレハーベスト用機械	安全評価グループ長補佐 紺屋秀之	048 (654) 7106
	収穫、乾燥・調製等のポスト ハーベスト用及び畜産機械	安全評価グループ長 手島 司	048 (654) 7102
ロボット・自動化農機検査		安全評価グループ長補佐 紺屋秀之	048 (654) 7106
一般性 能試験	安全キャブ・フレーム	安全評価グループ長 手島 司	048 (654) 7102
	上記以外のすべて	安全評価グループ上級研究員 原田泰弘	048 (654) 7060
OECD テスト	トラクター	安全評価グループ長補佐紺屋 秀之	048 (654) 7106
	安全キャブ・フレーム	安全評価グループ長 手島 司	048 (654) 7102
農耕作 業用自 動車等 機能確 認	農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 田植機	安全評価グループ長補佐 紺屋秀之	048 (654) 7106
	刈取脱穀作業車	安全評価グループ長 手島 司	048 (654) 7102

メールアドレス：naro_kensa@naro.affrc.go.jp

安全検査部 FAX：048 (654) 7135

農業機械研究部門ホームページ：<http://www.naro.affrc.go.jp/iam/index.html>